

障害をもつ人の参政権保障を 求めるたたかい

—裁判で争われてきたのは

障害をもつ人の参政権保障連絡会

芝崎孝夫

● 私たちは選挙に参加したい

〈玉野裁判—言語障害をもつ人が求めた選挙活動の自由〉

1980年衆参同時選挙において、和歌山県御坊市で玉野ふいさんが選挙ビラなどを9軒に配布し、選挙違反で裁判にかけられました。

玉野さんは、幼い頃から口がはれ、あごの骨を手術したため言語が不自由でした。はじめて演説会に参加し、この人を応援したいと演説会でもらった文書を自宅の隣に配布したのが違反とされたのです。

玉野さんは訴えました。「私：〇〇、選挙のこと知りません〇〇演説〇〇胸を打ちました。私は〇〇何とかして〇〇。その〇〇訴えたん悪いというなら殺してもらい〇〇悪いことをしたとは〇〇思っています。裁判官も人間〇〇人も人間、同じやから〇〇なんとか〇〇障害者〇〇無罪判決を〇〇」。

玉野さんは「しゃべれない人がビラ配るのがなぜ悪いのですか」と屈することなく主張し、弁護団は「国民の活動を不当に制限するのは憲法違反」と争いました。しかし、地裁、高裁では有罪判

決でした。大阪高裁判決は公職選挙法では国民の選挙運動は電話や個々面接（出会った人と話すこと）などに限られており、言語障害をもつ人に実質的にはできないとがなると認めながら、「健常者と一緒にやればできる」などと強弁する不当なものでした。玉野さんは最高裁に上告し全国に支援運動は広がりましたが、1993年玉野さんが死亡、障害をもつ人の選挙活動の自由を争う玉野裁判は終了せざるをえませんでした。

障害をもつ人の参政権保障連絡会（代表委員、井上英夫金沢大名誉教授・市橋博郎都連会長）は、

この玉野裁判の支援に参加した者が玉野さんの遺志を引き継ぎ、参政権保障を求めて運動を継続してきたのです。

〈ALS投票権裁判—寝たきりでも投票がしたい〉

次に私たちが支援したのが、ALS投票権裁判です。ALS（筋萎縮性側索硬化症）とは、運動神経が侵され全身の筋力が衰える難病です。進行すると自発呼吸もできずに寝たきりになります。

当時の公職選挙法では、郵便投票の制度はありますが、投票には自筆での記入が必要であり、原告のALS患者は投票できません。

これは憲法違反として2000年に国に損害賠償を求めた裁判が始まりました。

ALS患者は法廷に出られずビデオを上映し主張しました。一人はまぶたの動きで文字を入力するワープロを使用し、もう一人は透明な板に文字が書いてある「文字盤」を目の前に掲げ、原告の眼球の動きで字を読み取ります。「元気がだつたところは毎回投票した。それが病気で投票所に行けず、郵便投票もできない。投票所の入場券は送られてくるのに…投票は社会との接点、私は投票したい」と主張しました。

これに対して国は、「投票は投票所が原則」であり、過去の不正投票を理由に「規制は必要」、「代理投票などをするのは困難だが不可能ではない」と争いました。

私たちは裁判傍聴に参加し、支援を訴え、宣伝や署名にとりくみました。2002年東京地裁は、損害賠償は棄却しましたが、「ALS患者が投票することは不可能であり、この状態は憲法違反」と判決しました。この判決は大きな反響をよび、2004年に公職選挙法が改正され、郵便投票が拡充されました。

〈成年後見人投票権裁判—障害をもつ人も主権者〉

2011年、ALS裁判と同じ東京地裁で、成年後見人投票権裁判が提起されました。成年後見人制度は、禁治産制度を改善し、財産の保護と自己決定権の尊重を目的としましたが、それ以前の選挙権の剥奪はそのまま、被後見人となると選挙権がなくなります。

原告の女性はダウン症ですが、読み書きができて毎回選挙で家族と一緒に投票してきました。それが成年後見開始で選挙権を奪われました。弁護団は、「投票権は障

害にかかわらず、すべての国民の権利であり、国が『投票する能力があるかどうか』一方的に決めることは憲法違反だと主張しました。国は「成年被後見人は事理弁識能力がない人（意志・判断能力がない）」と法律上判断されたので、選挙権がなくなることはやむをえない」と弁解しました。

2013年東京地裁は、原告の訴えを認める画期的な判決を言い渡しました。判決は、選挙権は「国民のすべてに与えられるものであり、憲法は『国民の選挙権を制限することを原則として許さ

ない」と指摘しました。

そして、財産管理はできないとしても、「選挙権を行使する能力を有する人はいる」と認め、「憲法が選挙権を議会制民主主義の根幹と位置付けているのは、この国のあり方、どんな施策がされたら自分たちは幸せかなどの意見を、自ら統治する主権者として、選挙を通じて国政に届けること」であり、障害をもつ人も「我が国の国民、我が国の主権者として自己統治を行なう主体である」としました。そのうえで、成年後見人制度の投票権剥奪は「憲法に違反し、無効である」と判決しました。

これを受けて、国会で公職選挙法が改正され、投票権が剥奪された約13万6千人の投票権が復活しました。これに関して、不正投票防止のためとして、①代理投票の際の補助者を選管の職員、投票所の事務従事者に限定し、②病院や施設などの投票では、立会人に第三者を置く努力をする、という規定が盛り込まれました。同時に、障害をもつ人たちが代理投票をする際に、本人の意志を尊重するために、しっかり聞き取る努力と工夫が必要であり、投票所まで付き添ってこれている家族などと充分に話し合っ、柔軟に対応するこ

とが国会で確認されました。

● 誰もが選挙に参加できるように

参政権保障を求める裁判は、はじめは少数の小さな声が裁判所や国を動かし、障害をもつ人の参政権の保障を一步一歩前進させてきました。また、私たちは参政権保障を求めて裁判を支援するとともに、選挙の実態を調査し、選挙を管轄する総務省に対して、問題を指摘し、改善を求めてきました。しかし、まだ課題はたくさん残っています。成年後見人投票権裁判の地裁判決が述べたように、参政権は主権者である国民が政治に参加する重要な権利です。

私たちは政治に対してさまざまな要求もっています。参政権は、その私たちの声を政治に反映する権利でそして、それは、①投票する権利、②政治や選挙に関する情報を知り、発信する権利、③自分たちが支持する政党や候補者を当選させるための政治・選挙運動の自由の権利、④障害をもつ議員が議会で自由に活動する権利が必要です。

これからも参政権保障を求めて運動を続けます。みなさんのご支援をお願いします。

（しばさき たかお）

ALS患者訴訟「違憲状態」認定

投票へ希望つなく

社会参加求め続け

制度再考国に迫る



【東京】ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の投票権保障を求める訴訟で、東京地裁が2011年11月28日、成年後見人投票権を剥奪する制度が憲法違反であると判断した。原告は、成年後見人制度が、選挙権を剥奪する一方で、選挙権を行使する能力があるにもかかわらず、選挙権を剥奪している点に問題があるとしている。また、原告は、成年後見人制度が、選挙権を剥奪する一方で、選挙権を行使する能力があるにもかかわらず、選挙権を剥奪している点に問題があるとしている。また、原告は、成年後見人制度が、選挙権を剥奪する一方で、選挙権を行使する能力があるにもかかわらず、選挙権を剥奪している点に問題があるとしている。

▲毎日新聞2002年11月28日付